

『新版 会計法規集(第12版)』
お詫びと訂正

本書におきまして以下のとおり誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

株式会社中央経済社

訂正箇所	誤	正
P.206 右段 下から2行目	…同様の取扱いとする。なお、 <u>民法上の組合等において、構成資産が主に市場価格のない株式及び出資金などである場合についても、同様の取扱いとする。</u> これらを合わせて…	…同様の取扱いとする。これらを合わせて…
P.430 右段 下から1行目	評価性引当額の区分には、繰越含める。	評価性引当額の区分には、繰越外国税額控除や繰越可能な <u>租税特別措置法上の法人税額の特別控除等</u> を含める。